禁止区域

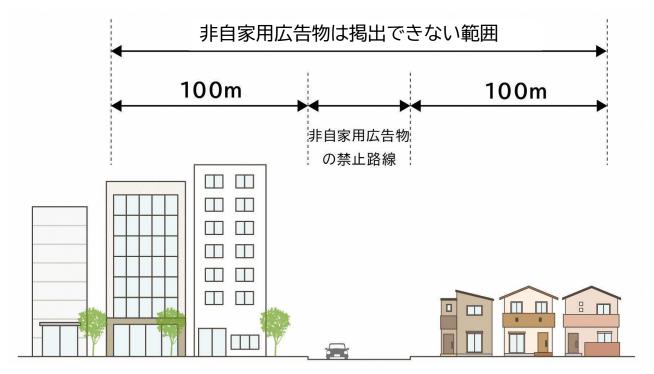
(1) 屋外広告物の禁止区域

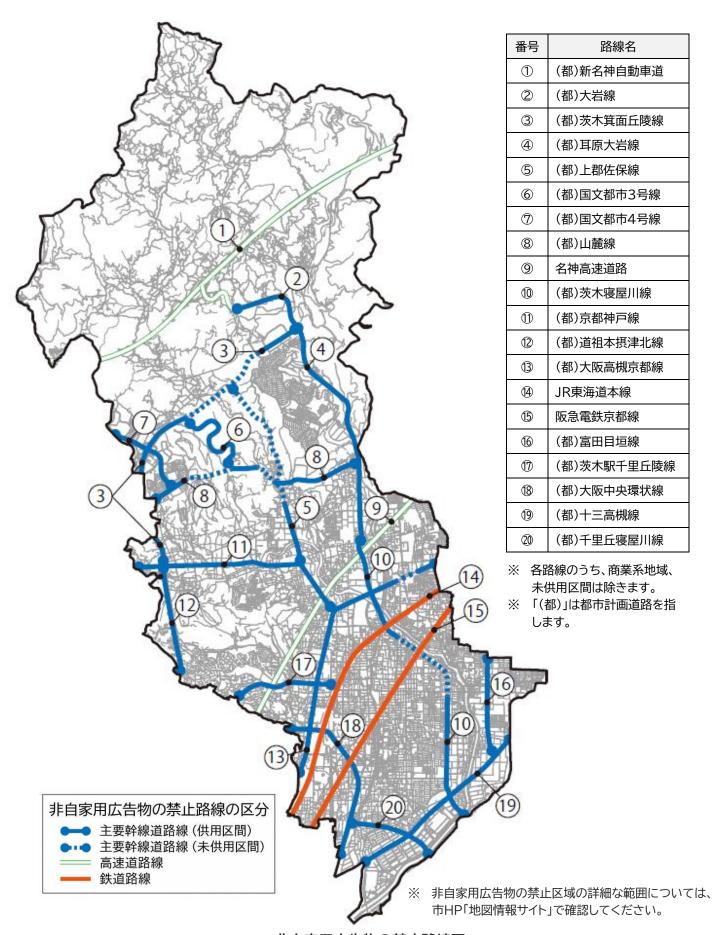
禁止区域は、良好な景観を形成し、または風致を維持することが特に強く要請される区域であるため、 屋外広告物を掲出できません。(適用除外(P37~P38参照)の対象となる屋外広告物は除きます)

関係法令		禁止区域
都市計画法		·第 1 種低層住居専用地域
		·第 2 種低層住居専用地域
文化財保護法		・重要文化財(建造物に限る)の敷地及びその周辺の地域のうち市長が指定
		するもの
		・史跡・名勝・天然記念物(仮指定されたものを含む)の地域または場所
文化財 保護条例	府条例	・大阪府指定有形文化財(建造物に限る)の敷地及びその周辺の地域のうち
		市長が指定するもの
		・大阪府指定史跡、大阪府指定名勝、大阪府指定天然記念物の地域または場所
	市条例	・茨木市指定有形文化財(建造物に限る)の敷地及びその周辺の地域のうち
		市長が指定するもの
		・茨木市指定史跡、茨木市指定名勝、茨木市指定天然記念物の地域または場所
森林法		・保安林の区域で市長が指定するもの
その他		・古墳及び墓地
		・市長が指定する地域または場所

(2) 非自家用広告物の禁止区域

次ページの道路・鉄道(20路線)とその両側100mの範囲(商業系地域、未供用区間は除きます)では自家用広告物等以外は掲出できません。(適用除外(P37~P38参照)の対象となる屋外広告物は除きます)





非自家用広告物の禁止路線図